

## 漏水にかかる料金減免制度について

給水装置の故障による漏水で、基準水量の5倍以上の水量で次の各号のいずれにも該当するときは、水道料金の減免を受けることができます。

- (1) 災害等の不可抗力的な要因で、給水装置が破損したことにより漏水したとき。
- (2) 給水装置の損傷が故意又は過失によるものでないとき。
- (3) 水道使用者等が漏水の事実を容易に確認することができなかったと認められるとき。
- (4) 給水装置の所有者又は使用者（以下「所有者等」という。）が、給水装置の管理において善良な管理者の注意義務を怠っていないとき。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、減免の対象としないものとします。

- (1) 給水装置等の損傷又は故障が、水道使用者等の故意又は過失によるとき。
- (2) 漏水の原因が第三者の行為によるとき。
- (3) 漏水の修理を指定給水装置工事事業者によらずに施工したとき。
- (4) 水道使用者等が漏水の事実を知りながら、早期の修繕を怠ったとき。
- (5) 防寒対策の不備により凍結破損をしたとき。
- (6) 漏水時の使用水量が50立方メートルの水量を超えないとき。

※蛇口の閉め忘れ等については減免の対象となりません。

**詳しくは、水道課までお問い合わせください。**